

「高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業補助金交付要綱」の

一部改正の概要

1 趣 旨

平成21年7月31日厚生労働省発社援第0731第3号厚生労働事務次官通知「セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について」を参考として、「高知県臨時特例つなぎ資金貸付事業補助金交付要綱」の一部を改正する。

2 概 要

適用日を平成21年9月15日から平成21年5月29日に変更

3 施行期日

平成21年11月6日